

岩水開発株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、若年者の安定した就労と自立した生活を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、社員に育児休業制度、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の情報提供を行う。

<対策>

令和5年 4月～ 随時該当者と該当者の所属する部署の所属長に説明を行う。

令和6年 4月～

- ・前年度の取得状況を確認し、取得に至らなかったケースを分析し、取得しやすくするための方策を検討する。
- ・引き続き、随時該当者と該当者の所属する部署の所属長に説明を行う。

令和7年 4月～

- ・前年度の取得状況を確認し、取得に至らなかったケースを分析し、取得しやすくするための対策を検討する。
- ・引き続き、随時該当者と該当者の所属する部署の所属長に説明を行う。

目標2：トライアル雇用制度を活用した募集を実施する

<対策>

令和5年 4月～ トライアル雇用を活用した一般求人を検討し、募集を開始する。以後、一般求人にて募集を行う際は、随時トライアル雇用を活用できるか検討し、募集する。